

公益財団法人実中研 研究倫理規程細則

「公益財団法人実中研研究倫理規程」に基づき、本細則を定める。

1. 研究不正

研究不正とは、科学研究上の不正行為であり、研究の提案・実行・見直し及び研究結果の報告における、次に掲げる行為をいう。従って、悪意のない間違い及び意見の相違は研究不正に含まない。

- ①捏造(fabrication): データや実験結果を作り上げ、それを記録または報告すること。存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- ②改ざん(falsification): 研究試料・機材・過程に小細工を加えたり、データや研究結果を変えたり省略することにより、研究を正しく行わないこと。研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ③盗用(plagiarism): 他人の考え、作業内容、結果や文章を適切な了解なしに流用すること。他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、文または用語を、当該研究者もしくは適切な表示なく流用すること。
- ④二重投稿(duplicate publication): 同一内容とみなされる原著論文を複数作成して異なる雑誌等に発表すること。
- ⑤不適切なオーサーシップ(inappropriate authorship): 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含め、若しくは著者としての資格を有する者を除外すること。
- ⑥利益相反(conflict of interest): 外部との経済的な利益関係により公的研究で必要とされる「公正」かつ「適正」な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態のこと。

2. 行動規範

研究活動に従事する者は、次に掲げる事項を、その職務にかかる行動規範として活動しなければならない。

- ①研究不正を行わないこと。
- ②研究不正に荷担しないこと。
- ③周りの者に対して研究不正をさせないこと。

3. 遵守事項

研究活動に従事する者は、健全な研究環境を形成するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- ①研究に携わる者は、実験ノート等が個人の私的記録ではなく、研究所に帰属して研究所が管理すべきものであるという意識を持たせるとともに、ラボノートブックの記載方法に関し指導を徹底すること。
- ②実験ノートと各種計測データ等を記録した紙・電子記録媒体等は論文等の成果物の発表後も一定期間（原則 10 年間）保管し、他の研究者らの問い合わせ、調査照会などに対応できるようにすること。
- ③論文を共同で発表するときは、責任者と共著者との間で責任の分担を確認すること。
- ④保管されている研究データは、不正行為の疑いに対する調査照会等において、必要に応じて開示を行わなければならない。

(付則)

本細則は平成 28 年 10 月 11 日から実施する。

本細則は令和 6 年 4 月 1 日から改定する。（研究所名称変更）